

# 「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	消費者庁
法人名	独立行政法人国民生活センター

(平成24年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
<b>Ⅲ 資産・運営の見直しについて</b>	
<b>1. 不要資産の国庫返納</b>	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○東京事務所が置かれた建物は、国民生活センター以外の者が所有する建物と合築されており、平成25年度中に当該国民生活センター以外の者が移転予定であることを前提として、同事務所が置かれた建物及びその敷地について、平成25年度中に国庫納付することとしている。</p> <p>なお、「独立行政法人の制度及び組織の見直し基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)における、「消費者行政全体の機能を効率化・強化し、国民の安全・安心を確実に担保するため、必要な定員・予算を確保した上で、平成25年度を目途に本法人の機能を国に移管する。」との決定を踏まえ、現在、「国民生活センターの国への移行を踏まえた消費者行政の体制の在り方に関する検討会」において、国民生活センターの機能を担う国における組織の具体的な在り方について検討しているところであり、東京事務所の具体的な移転時期や移転の在り方も、その検討を踏まえて決定していくことを想定している。(※)</p> <p>○平成20年度第2次補正予算で措置された予算額について、平成24年度末までの所要見込額の見直しを行い、独立行政法人通則法に基づき、5,836,781千円を不要財産として国庫納付(平成24年3月15日)した。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	○東京事務所が置かれている建物及びその敷地については、上記※のとおり。
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	該当なし(貸付資産、知的財産権がないため)
<b>2. 事務所等の見直し</b>	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	○東京事務所が置かれている建物及びその敷地については、上記※のとおり。
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	○東京事務所が置かれている建物及びその敷地については、上記※のとおり。
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	該当なし(海外事務所を保有していないため)
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	○相模原事務所の施設は、平成23年度末をもって研修施設・宿泊施設としては廃止した。
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	該当なし(相模原事務所及び東京事務所以外に地方支所、職員宿舎等は保有していないため)

<b>3. 取引関係の見直し</b>	
<b>① 随意契約の見直し等</b>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○平成22年度実績 (金額ベース(単位:円)) 一般競争等996,508,788円(83.0%)、競争性のない随意契約204,165,488円(17.0%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等63件(77.8%)、競争性のない随意契約18件(22.2%)</p> <p>○平成23年度実績 (金額ベース(単位:円)) 一般競争等874,487,646円(96.0%)、競争性のない随意契約36,244,598円(4.0%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等52件(85.2%)、競争性のない随意契約9件(14.8%)</p> <p>平成22年度に一者応札・一者応募となり、引き続き平成23年度においても契約を行った6件については、公告期間を平均21.2日(平成22年度)から平均25.0日(平成23年度)と延長し、公告期間の十分な確保を図った。</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	—
<b>② 契約に係る情報の公開</b>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p>	<p>○ホームページで「独立行政法人の契約に係る情報の公表に伴うご協力をお願い」(<a href="http://www.kokusen.go.jp/compe/pdf/kyoryoku-20110611.pdf">http://www.kokusen.go.jp/compe/pdf/kyoryoku-20110611.pdf</a>)により、所要の情報の提供及び情報の公表の同意について、入札参加者等への周知を図っている。 なお、現在、当該取組に該当する契約は、発生していない。</p>
<p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p>	
<p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	
<b>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</b>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	該当なし(関連法人がないため)
<b>④ 調達の見直し</b>	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの削減を図る。</p>	該当なし(類似の事業類型がないため)

<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>ア)～ウ)は、該当なし(研究開発事業はないため)</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○「公共サービス改革基本方針(閣議決定平成22年7月6日改定)」で規定された、「企業・消費者向けの教育・研修事業」及び「施設の運営等業務」について、平成21年度から平成23年度において官民競争入札等を導入した。なお、「独立行政法人の制度及び組織の見直し基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)における、「消費者行政全体の機能を効率化・強化し、国民の安全・安心を確実に担保するため、必要な定員・予算を確保した上で、平成25年度を目途に本法人の機能を国に移管する。」との決定を踏まえ、現在、「国民生活センターの国への移行を踏まえた消費者行政の体制の在り方に関する検討会」において、国民生活センターの機能を担う国における組織の具体的な在り方について検討しているところであり、その検討を踏まえ、今後、平成25年度以降に官民競争入札等を実施する場合は、官民競争入札等に関する対象範囲、実施予定時期、契約期間等を内容とする計画を、平成24年度中に官民競争入札等監理委員会と連携しつつ策定することとしている。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○ 随意契約や一者応札になっている案件について、競争を制限するような条件、仕様になっていないかどうかについて十分精査し、実質的な競争性を高める努力を行うとともに、当面、国民生活センター契約監視委員会及び内部監査等を通じて、調達の効率化や随意契約の見直し等についての取組を進めることとした。</p>
<p><b>4. 人件費・管理運営の適正化</b></p> <p><b>① 人件費の適正化</b></p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>○ 以下の措置を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・役員給与: 平成24年4月1日より、平成23年度人事院勧告準拠による改定(俸給月額等引下げ)及び特例措置法準拠による給与減額支給措置導入(平成26年3月31日まで)</li> <li>・職員給与: 平成24年6月1日より、特例措置法準拠による給与減額支給措置導入</li> </ul>
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>○ これまで「特別手当の減額」、「管理職手当の縮減」、「昇給幅の抑制」や「管理職員及び補佐職員の人数の削減」等の措置を講じ、平成23年度はさらに国家公務員に先んじて俸給の現給保障制度を廃止し、あわせて国家公務員が平成23年4月に、これまで給与構造改革において抑制してきた昇給を若年・中年層に1号俸回復させたところ、当センターではその実施を見送るなどの措置を講じて給与水準の抑制に努め、100.4となった。</p> <p>今後、国家公務員の給与水準と同等になるよう努めることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年度に見込まれる比較指標: 111.0、地域・学歴を勘案した指標100.0</li> <li>・具体的な改善策: 国家公務員が平成24年4月に実施した号俸の調整の実施を見送った。なお、引き続き、国家公務員の給与改定に準じた内容の措置を講ずることを検討している。</li> </ul>
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>左記イ)の措置を講じるとともに、総務省に報告した内容を消費者庁のホームページに公表。</p>

<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>○「独立行政法人国民生活センターの役職員の報酬・給与等について(平成23年度)」を国民生活センターのホームページに公表。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○平成24年6月上旬に、平成24年度監事監査を実施し、給与水準について、監事の監査を受けた。 また、例年、評価委員会による事後評価を受けている。</p>
<p><b>② 管理運営の適正化</b></p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>○第1期中期目標期間中(平成15年度～平成19年度)の効率化目標は、一般管理費は基準年度に対して13%削減、事業費は毎年度1%削減としていたが、第2期中期目標期間中(平成20年度～平成24年度)においては、一般管理費は毎年度3%削減することで14%削減、事業費は毎年度1%削減とし、同等以上の効率化を図ることとしている。 なお、平成24年度における事業費については、対前年度比12.8%の削減を図った。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○永年勤続表彰等の個人に対する給付を平成22年度末をもって廃止したことによって、法定外福利厚生費については全て廃止した。給与振込経費については、平成23年度より振込口座を1人1口座に限定することで経費を抑制した。海外出張経費については旅費規程を整備し、支度料については、支給しないこととし国家公務員に準じたこととした。また、職員の諸手当についても、職務手当の定額化、扶養手当・住居手当等については国と同額とするなど、国家公務員に準じた取組を行っているところである。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○事務・事業別といった単位における経費の発生要因を明確にした実施計画予算を作成し、これについて四半期ごとにヒアリングを行い、適宜、必要な経費を精査できる取組を行っているところである。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○「内部監査規則(平成17年達第33号)」に基づき、業務の合理的、経済的かつ効率的な執行に資するため、公正かつ客観的な立場から業務執行状況を検査、評価する体制を整備している。具体的には、理事長により任命された内部監査職員が、書面及び実地で内部監査を実施している。内部監査職員は、監査結果を理事長に報告するとともに、改善すべき点があれば関係部署にその改善を求め、改善結果を理事長に報告することとしている。また、監事と緊密な連携を保ち、毎年、監事の監査計画時、実施時及び意見総括時に、内部監査の計画や実施状況、検出事項等に関する報告を行っている。</p>
<p><b>5. 自己収入の拡大</b></p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○出版物の価格及び研修受講料について、受益者に対して適正な負担としてしており、適宜、検討・見直しを行うこととしている。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>○研修事業の実施について、地方公共団体との共催を図ることにより、研修会場の無償又は低額の提供等を受け、費用の削減を図っている。なお、平成24年度の自己収入について、図書雑誌出版収入の増収を図ることで対前年度2.7%増の計画予算とし、国費の削減を図った。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>該当なし(知的財産権の保有がないため)</p>

## 6. 事業の審査、評価

<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○以下のとおり、第三者機関による事業の評価を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・特別顧問会議：学識経験を有する方々で構成されており、当センター業務の重要事項について審議を行った上で、当センターの理事長に助言することを目的とした委員会</li><li>・商品テスト分析・評価委員会：商品テストの企画立案及びテスト結果に関し、外部の有識者が、基本方針や実施計画、結果の分析・評価、公表などの事項について審議</li></ul>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	—

消費者庁	国民生活センター
------	----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
01	広報事業	消費者庁と国民生活センターの役割分担についての抜本的な見直し及びそれに沿った業務の再編・整理	22年度中に実施	当面、消費者庁と国民生活センターの役割分担について、 ・消費者庁は消費者行政の司令塔として、法律の執行、政策の企画立案並びに消費者事故の収集、分析及び対応を行う。 ・国民生活センターは、地方の消費生活センターを支援するために相談支援、研修、商品テスト等を行う。 との基本的な考え方の下、業務の再編・整理を以下のとおり推進する。 相談事業については、消費生活センターの支援に特化することとする。 具体的には、現行の直接相談については廃止するとともに、それ以外の土日祝日相談及び経由相談については、法人の在り方を検討する中で、法人の事業としての廃止を含めて検討を行い、平成23年夏までに結論を得る。 商品テスト事業については、製品評価技術基盤機構及び農林水産消費安全技術センターとの間で当該商品テストの一部を迅速に依頼できるようにするため、商品テストを行う具体的な項目についてあらかじめ協議する仕組みを構築する協定を締結する。また、民間検査機関の活用方策について具体化する。 そのほか、消費者庁及び国民生活センターの各種ネットワークやシステムの構築・管理運営については、役割の抜本的な見直しを行い、業務を再編・整理する。	1a 1b	<p>・従来の直接相談については、平成23年3月末で廃止した。経由相談及び土日祝日相談については、専門分野に特化した相談員、職員を配置するなど「経由相談」の専門性向上のほか、「土日祝日相談」に加え、新たに「消費者ホットライン」を通じた「平日バックアップ相談」を実施し、消費生活相談に直接に対応する機会を確保することにより、消費者問題の早期発見、相談支援のためのノウハウを一層蓄積するなどにより、支援相談の充実・強化を図っている。</p> <p>・製品評価技術基盤機構(NITE)及び農林水産消費安全技術センター(FAMIC)との協定については、平成23年5月17日に締結しており、国民生活センターから両機関に商品テスト事業に必要な分析を迅速に依頼できるようにするとともに、民間検査機関の情報を共有し、活用について協力している。</p> <p>・消費者庁及び国民生活センターの各種ネットワークやシステムの構築・管理運営については、平成23年度以降の予算において、消費者庁が行っていた実施的な業務について抜本的な再整理を行った。具体的には、①消費者庁の地方消費者行政サポートシステム構築事業(消費者庁平成22年度予算2,012万円)については、国民生活センターが運営しているPIO-NETIによる対応を行う方向で事業を廃止した(消費者庁平成23年度・24年度予算0円)。②消費者庁の医療機関ネットワーク構築事業(消費者庁平成22年度予算5,301万円)については、医療機関からのネットワークやデータベースの構築等を国民生活センターにおいて実施することとし、消費者庁予算を大幅に削減した(消費者庁平成23年度予算4,319万円、24年度予算2,278万円)。</p> <p>・消費者庁と国民生活センターの業務の再編・整理に関しては、「独立行政法人の制度及び組織の見直し基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)における、「消費者行政全体の機能を効率化・強化し、国民の安全・安心を確実に担保するため、必要な定員・予算を確保した上で、平成25年度を目途に本法人の機能を国に移管する。」との決定を踏まえ、現在、「国民生活センターの国への移行を踏まえた消費者行政の体制の在り方に関する検討会」において、国民生活センターの機能を担う国における組織の具体的な在り方について検討している。</p>
02	情報・分析事業					
03	相談事業					
04	商品テスト事業					
05	研修事業					
06	裁判外紛争解決手続(ADR)事業	事業の効率化	22年度から実施	事業の一層の効率化を図る。	2a	電話会議システムを活用するなどにより、迅速かつ効率的な事務処理に努めている。
07	企画調整事業					

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	
08	不要資産の国庫返納	東京事務所	25年度中に実施	東京事務所を国庫納付する。	2a	<p>東京事務所が置かれた建物については、国民生活センター以外の者が所有する建物と合築されており、平成25年度中に当該国民生活センター以外の者が移転予定であることを前提として、同事務所が置かれた建物及びその敷地について、平成25年度中に国庫納付することとしている。</p> <p>なお、「独立行政法人の制度及び組織の見直し基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)における、「消費者行政全体の機能を効率化・強化し、国民の安全・安心を確実に担保するため、必要な定員・予算を確保した上で、平成25年度を目途に本法人の機能を国に移管する。」との決定を踏まえ、現在、「国民生活センターの国への移行を踏まえた消費者行政の体制の在り方に関する検討会」において、国民生活センターの機能を担う国における組織の具体的な在り方について検討しているところであり、東京事務所の具体的な移転時期や移転の在り方も、その検討を踏まえて決定していくことを想定している。</p>
09	事務所等の見直し	相模原研修施設の廃止	24年度中に実施	相模原研修所については、研修施設としては廃止する。	1a	平成23年度末をもって、研修施設としては廃止した。
10	取引関係の見直し	密接な関係を有する公益法人との関係整理	22年度から実施	事務所の場所、契約等を通じ密接な関係を有する社団法人全国消費生活相談員協会との関係を見直す。	1a	<p>・国民生活センターと社団法人全国消費生活相談員協会との役員兼務は平成22年5月に全て解消した。</p> <p>・東京事務所の廃止とともに全国消費生活相談員協会に賃貸使用は行わない旨を平成22年5月に通知した。</p> <p>・平成23年度まで企画競争により社団法人全国消費生活相談員協会に委託していた「土日祝日相談業務」について、平成24年度の業務委託は、一般競争入札(総合評価落札方式)を実施し、業者選定を行った。</p>
11	人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	管理職手当の見直し等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。	2a	<p>平成23年度における地域・学歴を勘案したラスパイレス指数は100.4となった。平成23年度は、国家公務員に先んじて俸給の現給保障制度を廃止し、併せて国家公務員が平成23年4月に、これまで給与構造改革において抑制してきた昇給を若年・中年層に1号俸回復させたところ、国民生活センターではその実施を見送るなどの措置を講じて給与水準の抑制に努めてきたところである。引き続き、平成24年度においても、国家公務員の給与水準と同等の水準になるように努めることとしている。</p> <p>なお、国家公務員の給与と特別措置を受け、役職員の給与を次のとおり改定している。</p> <p>・役員給与・平成24年4月1日より、特別措置法準拠による給与減額支給措置導入(平成26年3月31日まで)</p> <p>・職員給与・平成24年6月1日より、特別措置法準拠による給与減額支給措置導入</p>
12	組織の見直し	法人の在り方の見直し	22年度から実施	消費者庁の機能を強化する中で、独立行政法人制度の抜本的見直しと並行して、消費生活センター及び消費者団体の状況等も見つつ、必要な機能を消費者庁に一元化して法人を廃止することを含め、法人の在り方を検討する。	2a	国民生活センターの在り方の見直しについては、「独立行政法人の制度及び組織の見直し基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)における、「消費者行政全体の機能を効率化・強化し、国民の安全・安心を確実に担保するため、必要な定員・予算を確保した上で、平成25年度を目途に本法人の機能を国に移管する。」との決定を踏まえ、現在、「国民生活センターの国への移行を踏まえた消費者行政の体制の在り方に関する検討会」において、国民生活センターの機能を担う国における組織の具体的な在り方について検討しているところ。